

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県公安委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年(2022年)5月26日付け山公委第27号で行った個人情報開示請求の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は別表2の欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、2022年5月18日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、「2022年5月12日付け山公委第20号について、これの苦情申出から回答に至るまでの全ての記録（公安委員会会議録を含む）、情報のうち個人情報開示請求で開示できる情報（私が提出した苦情申出書は除く）更に〇〇署や県警が山口地検に照会し協議したものを含む」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、別表1の「対象の公文書」欄に掲げる各公文書（以下「本件公文書」という。）をそれぞれ特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和4年5月26日付けで、本件公文書に係る本件請求について本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年6月29日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（1）告発を不受理とした理由について

（省略）

(2) 条例第16条第5号の解釈について

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

1 処分に至るまでの経緯

(1) 特定した個人情報

実施機関は、本件請求に係る個人情報として、別表1に掲げる文書を本件個人情報開示請求の対象として特定した。

(2) 処分決定

ア 部分開示決定

実施機関は、別表1に掲げる文書1の決裁欄の印影及び受理者欄の氏名及び印影、文書4のうち起案者欄の警察電話の内線番号及び調査結果欄（本件審査請求の対象部分）、文書5のうち決裁欄の印影について部分開示を決定し、個人情報部分開示決定通知書（令和4年5月26日付け山公委第27号）により請求人に通知した。

イ 開示決定

実施機関は、別表1に掲げる文書2及び文書3について、開示を決定し、個人情報開示決定通知書（令和4年5月26日付け山公委第26号）により請求人に通知した。

2 本件審査請求に対して棄却を求める理由

(1) 文書4の作成経緯

(省略)

(2) 条例第16条第5号の解釈

(省略)

(3) 条例第16条第5号の該当性

(省略)

3 実施機関としての意見

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、請求人が、〇〇地方検察庁より情報公開請求で入手した証拠を添えて、同庁検察事務官を詐欺、虚偽有印公文書作成・同行使の罪で刑事告発するため、〇〇警察署に苦情の申出を行い、その処理や申出に対する回答に至る経緯について記録されている文書のうち、「苦情処理票」、「苦情申出に対する調査結果と回答（案）について」及び「申出に対する回答について」に記載されている。これらの文書は、いずれも実施機関の職員が職務上取得、又は作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているも

のであり、条例第2条第4項に規定する「公文書」に該当する。

なお、実施機関は、条例第16条第3号、同条第5号及び同条第8号に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、実施機関が主張する非開示理由の妥当性について検討する。

(2) 条例第16条第3号について

条例第16条は、実施機関は、第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示をしないことができるとしながらも、同号ただし書において、同号イからハマまでに掲げる情報を除くと規定されている。

(3) 条例第16条第5号について

条例第16条は、実施機関は、第5号に規定する「開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示しないことができるとしている。

これは、開示することにより、有効かつ効率的な犯罪捜査を困難にしたり、被疑者や情報提供者等の生命、身体又は財産の保護に支障が生じたりするなどのおそれがあるから、それを防止しようとするものであるとされている。

ここで、「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集、保全することをいい、ここにいう犯罪とは、法令及び条例によって刑罰を科することとされた行為の総称であるとされている。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨であり、このため、「その他」ではなく、「その他の」とすることにより、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」がその代表例であることを示しているとされている。

また、同号に該当すると考えられる個人情報記載された公文書の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報や犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報が考えられるとされている。

本号について、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、本号に規定する情報の開示・非開示の判断には犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断などの特殊性があることから、司法審査の場においては、実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものと解される。

(4) 条例第16条第8号について

条例第16条は、実施機関は、第8号に規定する「県の機関又は国等の機関が行

う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがある情報等を非開示とすることを定めたものであるとされている。

ここで、「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいうとされている。

そして、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量ができるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても、客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとされている。

2 非開示情報該当性について

(1) 警察職員の氏名、印影について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、令和4年3月17日付けで受理した「苦情処理票」の決裁欄及び受理者欄の実施機関が非開示とした部分に、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「申出に対する回答について」の決裁欄の実施機関が非開示とした部分に警部補以下の階級にある警察官の印影が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第16条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、かつ、同号イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

(2) 起案者欄の警察電話の内線番号

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、「苦情申出に対する調査結果と回答（案）について」の起案者欄中、起案者の職氏名欄に警察電話の内線番号が記載されていることを確認した。

この情報は、その性質に鑑み、一般的に考えれば、開示することにより、警察に対して反発や反感を抱いている者から、業務妨害を目的とした当該内線電話番号に対する電話を受けることで業務の停滞につながるなど、警察電話における通信の正常かつ能率的な運営に影響が及び、通常業務における連絡、突発重要犯罪や緊急事態への対応等、警察業務の円滑な遂行を著しく困難にするおそれがあると実施機関

が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、この情報は、条例第16条第8号に該当することから、非開示が妥当である。

(3) 告訴・告発の受理・不受理に関する基準及び当該基準に基づく検討内容

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、「苦情申出に対する調査結果と回答（案）について」中、「公安委員会に対する苦情申出にかかる調査結果及び回答（案）」の調査結果欄の非開示部分に、告訴・告発の受理義務がないものの判断基準や、当該判断基準に基づく受理・不受理の検討内容が記載されていることを確認したが、これらの情報（以下、「当該情報」という。）は、当該情報の開示によって、実施機関が主張するような捜査への大きな支障等が生じる事態は想定しがたいものと見受けられた。

この点について、審査会が改めて実施機関に説明を求めたところ、当該情報は、警察が告訴・告発の受理・不受理の判断をするための捜査において、いかなるものを参考として判断基準にしているか、という捜査手法の一つであり、当該情報を開示することにより、警察がいかなるものを参考として告訴・告発の受理・不受理について検討したかという情報を開示することとなり、当該開示を知った悪意ある者からの開示請求等の結果として、警察の捜査情報を公開し、捜査技法をさらけ出すことにつながり、治安維持に多大な支障を及ぼすことが懸念される、等から当該情報は不開示が相当であるとのことであった。

しかしながら、条例第16条第5号に規定する情報の開示・不開示の判断に当たっては、公文書に記載された情報のみについて、同号にいう「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」に該当するか否かを客観的な視点で判断すべきものであり、上記の実施機関の説明は首肯できない。

以上から、当該情報を開示しないことが相当とした実施機関の判断は、同号に規定する情報の開示・不開示の判断には、司法審査の場においては、実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであるとされていることを考慮してもなお、同号の解釈を誤ったものと言わざるを得ず、当該情報は同号に該当しないことから開示が妥当である。

以上の理由により、第1の審査会の判断のとおり結論する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表 1（開示請求に対する実施機関の処分等の内容）

対象の公文書	公文書の件名	処 分
文書 1	苦情処理票	部分開示決定
文書 2	公安委員会会議録（令和 4 年 4 月 6 日）	開示決定
文書 3	公安委員会会議録（令和 4 年 4 月 13 日）	開示決定
文書 4	苦情申出に対する調査結果と回答（案）について	部分開示決定
文書 5	申出に対する回答について	部分開示決定

別表 2（審査会が開示すべきと判断した部分）

公文書の件名	審査会が開示すべきと判断した部分
苦情申出に対する調査結果と回答（案）について【文書 4】	「調査結果」欄の非開示とした部分のうち以下の部分 ・ 1 告訴・告発の受理義務について のうち非開示とした部分

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年 9月21日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年10月26日	事案の審議を行った。
令和6年 2月20日	事案の審議を行った。
令和6年 3月22日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年3月22日現在)